

## 第4回

# 芽室町農業委員会総会議事録

令和 5年 10月30日 開会

芽室町農業委員会



## ●日時

令和 5年 10月30日 (月) 15時30分～16時28分

## ●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

## ●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第4	報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第5	報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
日程第6	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第7	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第8	議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件
日程第9	議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

---

## ●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 廣江 英幸	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

---

## ●欠席委員

---

## ●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

---

## ●議事録署名委員

9番 土屋 克彦 10番 松久 和明

(15時30分 開会)

---

### ●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、9番 土屋委員、10番 松久委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

### ●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上伏古9線外合計14筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積224,227m<sup>2</sup>です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町北伏古南12線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積115,811m<sup>2</sup>です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町上芽室南2線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積99,009m<sup>2</sup>です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

### ●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】貸人の土地の所在は、芽室町北芽室北2線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積3,467m<sup>2</sup>です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和5年9月26日付で許可しています。

【番号2番】貸人の土地の所在は、芽室町西土狩北3線、公募・現況地目とも畠、面積313.41m<sup>2</sup>です。本申請は、農家住宅一棟の新築（永久転用）のため、申請されたものです。令和5年10月5日付で許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

### 【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

### ●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、平林あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○2番（平林委員） 2番平林です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。10月23日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、島部委員、盛田委員、土屋委員、鳥本委員、栗野委員、そして私平林、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、13時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番はあっせん成立、番号1番、2番、3番については売買を申し出されていましたが、資金調達に時間を要するため、あっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、総会議案をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、平林あっせん委員長より説明がありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

### 【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

### ●日程第5 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番から番号4番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略しましたので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積44,754m<sup>2</sup>です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線外合計2筆、公募・現況地目とも畠、合計面積23,463m<sup>2</sup>です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町栄5線外合計2筆、公募・現況地目とも畠、合計面積47,

021m<sup>2</sup>です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号4番】土地の所在は、芽室町栄5線外合計2筆、公募・現況地目とも畠、合計面積24,547m<sup>2</sup>です。本申請は、賃貸借の申請です。

○議長（島部会長） ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

## ●日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積14,246m<sup>2</sup>です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和5年7月31日、土地の引渡しの時期は令和5年10月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線、公簿・現況地目とも畠、面積489m<sup>2</sup>です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和5年7月31日、土地の引渡しの時期は令和5年10月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積17,471m<sup>2</sup>です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和5年7月31日、土地の引渡しの時期は令和5年10月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。はじめに、番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番については原案のとおり決定します。
- 議長（島部会長） 次に、番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番については原案のとおり決定します。
- 議長（島部会長） 以上で議案第1号を終わります。
- 

●日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

- 議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

- 事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室南2線外合計24筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積260,945.97m<sup>2</sup>です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

- 議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

- 8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認を行いました。申請地は、報徳地方に位置しています。本申請は、父から息子への贈与で、息子は今年度から営農を始めましたが、周辺地域に問題のない案件と思われます。

- 議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

- 議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

- 議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号2番】土地の所在は、芽室町坂の上7線外合計10筆、公簿・現況地目とも畠、面積は245,233m<sup>2</sup>です。本申請は、譲渡人から賃貸借（30年）となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

- 議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

- 7番（山川委員） 7番山川です。先日、現地確認を行いました。申請地は、JAめむろ加工馬鈴薯貯蔵施設から1km程で、貸人の近くの農地です。ご本人へ直接話を伺い、農地所有適格法人の要件に合致していることも確認しました。また、借人は30年営農しており、周辺地域に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第2号を終わります。

---

### ●日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上美生4線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積67,636m<sup>2</sup>です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町上美生5線、公簿・現況地目とも畠、面積は2,485.43m<sup>2</sup>です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町上芽室北1線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積は49,274m<sup>2</sup>です。

○議長（島部会長） 次に、平林あっせん委員長より経過について、説明願います。

○2番（平林委員） 2番平林です。10月23日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、島部委員、盛田委員、土屋委員、鳥本委員、栗野委員、そして私平林、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。番号1番から番号3番について協議の結果、資金調達等に時間を要するため、あっせん不成立となり、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要となりました。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

---

●日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号34番から整理番号43番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号34番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積44,754m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号35番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積23,463m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号36番】土地の所在は、芽室町栄5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積47,021m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号37番】土地の所在は、芽室町栄5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積24,547m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号38番】土地の所在は、芽室町中美生3線、公簿・現況地目とも畠、面積9,945m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号39番】土地の所在は、芽室町中美生5線、公簿地目は原野・現況地目は畠、面積22m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号40番】土地の所在は、芽室町中美生4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積9,921m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号41番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合

計面積12,378m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号42番】土地の所在は、芽室町北芽室3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積2,373m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号43番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積17,455m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号34番から整理番号43番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。それでは、最初に整理番号34番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号34番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号35番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号35番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号36番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号36番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号37番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号37番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号38番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号38番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号39番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号39番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号40番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号40番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号41番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号4 1番について、原案のとおり決定いたします。  
○議長（島部会長） 次に、整理番号4 2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号4 2番について、原案のとおり決定いたします。  
○議長（島部会長） 次に、整理番号4 3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号4 3番について、原案のとおり決定いたします。  
○議長（島部会長） 次に、整理番号4 4番についてですが、松久委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、松久委員は、議事参与が制限されることとなります。松久委員には、議事終了まで退出をお願いします。  
○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。
- 

16時12分 休憩

【松久委員退室】

16時13分 再開

---

- 議長（島部会長） 休憩をとぎ、会議を再開します。

- 議長（島部会長） それでは、整理番号4 4番について事務局より議案の説明をお願いします。  
○事務局（土田）

【整理番号4 4番】土地の所在地は、芽室町栄5線外合計4筆、公募・現況地目とも畠、合計面積78,868m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

- 議長（島部会長） ただ今説明のありました、整理番号4 4番について、ご意見・ご質問ありませんか。

【なし・・との声】

- 議長（島部会長） 次に採決を行います。整理番号4 4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号4 4番について、原案のとおり決定いたします。  
○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。
- 

16時15分 休憩

【松久委員入室】

○議長（島部会長） 休憩をとぎ、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号45番から整理番号57番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【整理番号45番】土地の所在は、芽室町栄5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積24, 851m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号46番】土地の所在は、芽室町栄5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積99, 312m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号47番】土地の所在地は、芽室町栄5線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積94, 454m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号48番】土地の所在地は、芽室町栄6線、公簿・現況地目とも畠、合計面積49, 044m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号49番】土地の所在地は、芽室町上伏古7線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積49, 089m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号50番】土地の所在地は、芽室町西土狩北3線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積52, 087m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号51番】土地の所在地は、芽室町西土狩北7線外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積80, 737m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号52番】土地の所在地は、芽室町西土狩北8線外合計8筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積108, 814m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号53番】土地の所在地は、芽室町北伏古南12線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積49, 263m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号54番】土地の所在地は、芽室町祥栄北7線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積76, 658m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号55番】土地の所在地は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積49, 335m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号56番】土地の所在地は、芽室町坂の上9線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積67, 550m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号57番】土地の所在地は、芽室町中美生1線外合計7筆、公募・現況地目とも畠、合計面積137, 120m<sup>2</sup>を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号45番から整理番号57番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。それでは、最初に整理番号45番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### 【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、整理番号45番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号46番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### 【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、整理番号46番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号47番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

## 【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、整理番号47番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号48番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### 【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、整理番号48番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号49番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

## 【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、整理番号49番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号50番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### 【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、整理番号50番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号51番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### 【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、整理番号511番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号52番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### 【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、整理番号52番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号53番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### 【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、整理番号53番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号54番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### 【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、整理番号54番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号55番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号55番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号56番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号56番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号57番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号57番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第4号を終わります。

---

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・との声】

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

---

（16時28分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 10月 30日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員